

八郎潟町長職務代理者の設置について

1 職務代理者の呼称

八郎潟町長職務代理者
八郎潟町副町長 小野 良幸

2 職務代理期間

令和8年5月19日から後任の町長が就任するまで

3 職務代理を行う理由

町長が欠けたため

4 公印

町長印を使用

5 読替措置

町が交付する文書のうち、町長名で交付する文書は、町長不在の期間中「八郎潟町長職務代理者 八郎潟町副町長 小野 良幸」名で交付することになりますが、この期間中に交付する次表に掲げる文書については、町の規則により、町長名を町長職務代理者名に読み替えることとなりますので、お知らせします。
(表記上は町長名となっておりますが、有効な文書となります。)

読替措置を行う文書等一覧

No.	文書等の名称	所管課
1	印鑑登録証	住民生活課
2	個人番号カード	住民生活課
3	妊婦健康診査受診票	健康福祉課
4	精密健康診査受診票（乳幼児健康診査）	健康福祉課
5	障害福祉サービス受給者証	健康福祉課
6	納入通知書・領収書（公）	建設水道課

※上記文書等のほか、本町に提出する申請書、届出書その他の文書であって、町長の職名又は町長の職氏名を使用しているものは、職務代理者の職名又は職務代理者の職氏名に読み替えて対応します。